被告は、原告 a に対し金三一三、三七二円、同 b に対し金二六二、一七四円、同 c に対し金二六二、一七四円、同 d に対し金九三、二五八円、同 e に対し金五四、〇六八円、同 e に対し金五四、〇六八円、同 f に対し金五、二八〇円および右各金員に対する昭和四六年七月一六日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。

原告fを除く原告らのその余の請求はいずれもこれを棄却する。 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実

(請求の趣旨)

「被告は、原告aに対し金四九万二、八六一円、同bに対し金四四万一、〇四六円、同cに対し金四四万一、〇四六円、同dに対し金一二万〇、七四八円、同eに対し金六万七、三九二円、同fに対し金五、二八〇円および右各金員に対する昭和四六年七月一六日から支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決ならびに仮執行の宣言。

(請求の趣旨に対する答弁)

「原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。」との判決。 (請求の原因)

二、被告と原告らが加入している秋田相互銀行労働組合との間にとり交わされた覚書によれば、各年度の本人給表は別表一、二、三、四に掲げるとおりである。 三、被告は、男子については、いずれも、右別表の(1)表またはA表に該当する ものとして、本人給を支給し、女子については、いずれも、右別表の(2)表また はB表に該当するものとして、本人給を支給した。

四、すなわち、原告らが支給された本人給(一か月)は次のとおりである。(四月 一日から翌年の三月三一日までを一年度とする)。

<18765-001>

(いずれも、四月一日においての年令に対応する金額)

五、原告らが、第二項の別表の(1)表またはA表に該当するものとした場合には、本人給(一か月)は、次のとおりである。

<18765-002>

六、各年度の基本給および臨時給与の計算は次のとおりである。

基本給(本人給+職能給)×12(月数)+基本給×臨給支給率(別表五) 原告らが支給された賃金と、原告らとそれぞれ同一年令の男子行員が支給された 賃金との差額(本人給と本人給に臨給支給率を乗じた額について計算)は次のとお りである。 <18765-003> <18765-004>

七、これは、被告が、原告らが女子であることを理由として、賃金について男子行 員と差別的取扱をしたものである。

このような原告らに対する給与の支払は、憲法一四条、労働基準法四条、 民法九〇条に違反してなされたものとみられ、無効である。

原告らに対しては、男子に対する賃金と同一の賃金を支払わなければならない。 (二) 被告が、原告らが女子であることを理由として賃金について、男子と差別的取扱をした部分は、無効である。この無効となつた原告らに対する給与に関する部分は、労働基準法一三条(「この法律で定める基準に達しない労働条件を定める 労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部 分は、この法律で定める基準による。」)の規定により被告が男子行員について支 給した基準に基いて給与が決定されなければならない。

労働組合法一七条は「一の工場事業場に常時使用される同種の労働者の四 (Ξ) 分の三以上の数の労働者が一の労働協約の適用を受けるに至つたときは、当該工場事業場に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるもの とする。」と規定する。本件本人給表は原告らの加入している秋田相互銀行労働組 合と被告との間の労働協約に定められている労働条件である。被告に常時雇われて いる男女行員の四分の三以上の数の男子行員は、別表本人給表の(1)表またはA 表の適用を受けている。原告らに適用された本人給表の(2)表またはB表は無効 である。よつて、被告に雇われている女子行員に関しても、右の男子行員に適用された当該本人給表が適用されなければならない。

よつて、原告らは、被告に対し、右各差額金およびこれに対する本件訴状が被告 に送達された日の翌日である昭和四六年七月一六日から右支払ずみまで民法所定年 五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

八、仮に右の主張が認められないとしても、原告らは女子であることを理由とし て、被告の男女行員に対する差別的取扱によつて右の差額に相当する損害を受け

よつて、原告らは被告に対し、右の差額金およびこれに対する昭和四六年七月一六日から右支払ずみまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。 九、仮に右の主張が認められないとしても、被告は、右の差額金を不当に利得し 原告らは同額の損失を受けたわけであるから、原告らは、被告に対し、右各不当利 得金およびこれに対する昭和四六年七月一六日から右支払ずみまで民法所定年五分 の割合による法定利息金の支払を求める。

一〇、原告らの主張の詳細は、別紙原告らの最終準備書面写記載のとおりである。 (請求の原因に対する答弁)

一、第一、第二、第四、第五、第六項の事実は認める。(但し、別表四に掲げる註の「同条第3項(4)」とあるのは「同条第3項(2)」の誤である。右の(2) は「満六〇才以上の直系尊属」で、(4)は「高等学校以上に在学中の直系卑属及 び弟妹」である。)

二、第三項の事実は否認する。本人給の支払について、(1)表と(2)表ならび にA表とB表があるのは、標準生計費的な扶養家族があるときは(1)表またはA 表を、これがないときは(2)表またはB表を適用するためである。

なお、昭和四五年度から現に扶養家族がある者については(1)表が適用され、 昭和四四年度においてA表の適用を受けていた者で、昭和四五年度から(2)表が 適用される現に扶養家族がない者については、(1)表との差額に相当する額を調 整給として支給した。原告らは、標準生計費的な扶養家族がない者であるととも に、現に扶養家族がない者である。原告らに対する本人給の支払については、性別 による差別はない。

三、第七、第八、第九項の事実は否認する。

(抗弁)

ー、原告らの本訴提起は昭和四六年七月六日である。

原告らの賃金請求権は、その請求をすることができることとなつた日から二年間 行なわないときは、時効によつて消滅する。

原告らの請求する本人給については、その支給日は毎月二一日であるから、その うち、昭和四四年六月までのもの、臨時給与については、そのうち、昭和四四年六 月末日支給された同年八月までのものは既に二年以上の期間が経過している。

右時効によつて消滅している賃金請求権を除いて計算すると、次のとおりであ

る。

<18765-005>

被告は右消滅時効を援用する。

二、被告の主張(答弁および抗弁)の詳細は、別紙被告最終準備書面写(但し、第六を除く)記載のとおりである。

(証拠) (省略)

理 由

三、請求の原因第四項、第五項、第六項は全部被告の認めるところである。 四、以上のような事実を総合すれば、他に特段の事情の認められない限りは、被告 において、原告らが女子であることを理由として、賃金(本人給および臨時給与) について、男子と差別的取扱をしたものであると推認することができ、被告におい て、このことは、性別と関係なしに定められたものであるとして、右の推認を動揺 させるに足りる立証をしない限り、被告の不利益に事実を仮定することになる。

証人トの証言によれば、被告は、標準生計費的な扶養家族があるかどうかによつて、(1)表と(2)表(またはA表とB表)の区分を設け、原告らが加入している労働組合との間の団体交渉において、標準生計費的な扶養家族があるかどうかとは、現在または将来において生計の主たる所得を得る立場にある者かどうかをいうものとし、一般に社会通念として男子は生計の主たる所得を得る立場にある者とみられる旨の説明をしたこと、ところが、昭和四五年度には、労働基準監督署の指導によつて、現に扶養家族があるかどうかによつて(1)表と(2)表が区分されるにいたつたことが認められる。

しかし、このようにいつてみても右推認を疑わせるに足りるものとみることはできない。右推認に反する証人h、同 i の各証言は採用できないし、他に右推認をくつがえすに足りる証拠はない。

結局、被告の反証は不十分とみられ、被告が本人給を決定する場合において、女子行員に対し、年令に応じ当該年度の(2)表またはB表に掲げる金額の支払をしたことは、女子について男子と差別的取扱をしたものであるといわなければならない。

五、このように、労働契約において、使用者が、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱いをした場合には、労働契約の右の部分は、労働基準法四条に違反して無効であるから、女子は男子に支払われた金額との差額を請求することができるものと解するのを相当とする。けだし、労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とされ、この無効となつた部分は、労働基準法で定める基準による旨の労働基準法一三条の趣旨は、同法四条違反のような重大な違反がある契約については、より一層この無効となつた空白の部分を補充するためのものとして援用することができるもの

とみなければならないからである。 原告らの賃金差額を求める請求は理由がある。 六、しかし、被告主張の消滅時効の抗弁事実を原告らは明らかに争わないから、こ れを自白したものとみなす。原告らの本訴提起の日が昭和四六年七月六日であるこ とは記録上明らかである。 被告の右抗弁は理由がある。 七、よつて、原告らの本訴請求のうち、原告aに対し金三一三、三七二円、同bに対し金二六二、一七四円、同cに対し金二六二、一七四円、同dに対し金九三、二五八円、同eに対し金五四、〇六八円、同eに対し金五四、〇六八円、同fに対し金五 金五、二八〇円およびこれに対する、被告が遅滞におちいつた後である昭和四六年 七月一六日から支払ずみまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求 める部分は、正当としてこれを認容し、原告 f を除く原告らのその余の請求は失当 であるから、これを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九二条を適 用して、主文のとおり判決する。仮執行の宣言の申立は、相当でないから、これを 却下する。 ·· (裁判官) 武田平次郎 赤木明夫 丸山昌一) 別表(1) 42年度 別表 1 本人給表 (単位 円) <18765-006> 別表2 本人給表 (単位 円) <18765-007> (註) 別表 1, 2の※印は給与ピツチの変更年令を示す。 別表 (2) 43年度 別表 1 本人給表 <18765-008> 別表 2 本人給表 <18765-009> 別表(3) 4 4 年度 Α表 本人給表 <18765-010> B表 本人給表 <18765-011> 別表(4) 45年度 別表 1 本人給表(扶養家族を有するものに適用) <18765-012> 別表2 本人給表(扶養家族を有しないものに適用) <18765-013> (註)「扶養家族」とは給与規程第22条に定めるものをいう。 但し同条第3項(4)に該当するものを除く。 別表(5) 臨給(一時金)支給率一覧表(毎年4月1日現在年令) (単位 %) <18765-014> 別紙 最終準備書面(省略)